事業主 様

岐阜繊維健康保険組合

令和6年度からの岐阜県内の人間ドックに係る変更について

平素は、当組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り誠にありがとうご ざいます。

さて、事務の効率化等を図るため、令和6年度から**岐阜県内の自動化健診に係る健診機関予約のための申込書及び短期人間ドックの利用券を廃止**することといたしました。

令和6年4月1日以降に受診される方は、組合への申込等が下記のように変更に なりますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1. 受診者が健診機関を選び、受診者自身で健診予約をする。
- 2. 予約した健診機関、予約日を会社担当者へ連絡する。
- 3. 会社担当者が「令和6年度自動化健診利用申込書」、「令和6年度短期人間ドック利用申込書」に記入の上、受診日前までに保険組合へ提出する。
  - ※契約病院等の詳細は、「人間ドックについて」の通知文をご覧ください。
  - ※健診の申込等に変更があるのは、「岐阜県内の人間ドック」のみです。

その他の「岐阜県外の人間ドック」、「岐阜県外の健康診査」、「岐阜県外の 生活習慣病健診」、「健診補助金申請」、「未受診者個別受診」に変更はあり ません。

※当組合ホームページを開設いたしました。

健診等の募集は、次回よりホームページの「ホーム」→「健診」に掲載いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。



ホームページ QR コード